

# お知らせ

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

薬の商品名でなく、有効成分を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足の薬であっても有効成分が同じ複数の薬が選択でき、患者さんに必要な薬が提供しやすくなります。

令和6年5月

仁和堂医院